

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証 再発行手続きについて

再発行手続きとは



適合証を滅失、または汚損・破損してしまったりした場合、再発行手続きにより、適合証を再度、発行することができます


再発行の手続きでは、適合証の記載内容を変更することはできません。記載内容の変更が伴う場合は、「低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査」の手続きが必要となりますのでご注意ください

「低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査」の手続き等については、別途お問い合わせください
また、お問い合わせの際は、ご申請頂いている建築物の名称とハウスプラス受付番号(注1)をお知らせください

(注1)ハウスプラス受付番号は技術的審査における引受承諾書に記載がありますので、ご確認ください

申請に必要な図書

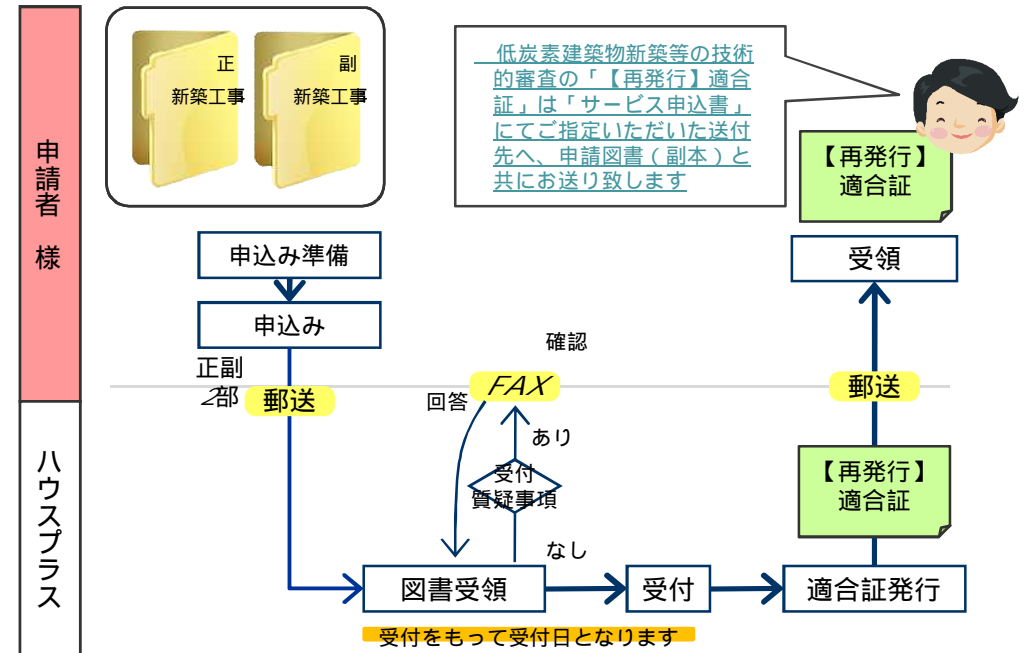
図書種別

1	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 サービス申込書	ハウスプラス 任意フォーマット
2	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証 再発行申請書	ハウスプラス 任意フォーマット 

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証 再発行申請書の記載方法については、次ページをご覧ください

再発行手続きの流れ

申請受付～適合証再発行までには、約1週間かかります。余裕を持ってご申込みください。



申請に伴う請求については、受付日の毎月20日締めを行い、翌月月初までに請求書を送付いたします。請求日の翌月の月末迄に入金をお願いいたします

申請図書送付先

適合証 再発行のご申請は郵送で承っております
必要書類を2部(正本・副本)ご準備のうえ、下記の送付先までご郵送ください

申請図書送付先

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階
ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部
「低炭素建築物技術的審査サービス 再発行」宛て
TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証 再発行手続きについて

再発行申請書の記載方法

法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

当該物件の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼時と同じ情報を記載してください
ハウスプラス受付番号は技術的審査における引受承諾書に記載がありますので、ご参照の上、記載をお願いします

再発行 様式1号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 再発行申請書

年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

 代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

印

印

下記の建築物の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査における適合証の再発行を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

ハウスプラス受付番号		技術的審査における引受承諾書に記載がありません ご参照の上、記載をお願いします			
建築物の 情報	住宅の種別	一戸建ての住宅	共同住宅等	複合建築物	非住宅建築物
	申請の別	建築物全体		住戸の部分のみ	建築物全体及び住戸の部分
	建築物の位置				
	建築物の名称				
	住宅番号 (共同住宅等又は複合建築物 の場合のみ記入)	申請の前で、「住戸の部 分」又は「建築物全体及び 住戸の部分」を申請してい る場合は再発行を依頼する 住宅番号を記載	申請住戸全て	申請住戸のうち下記の住戸のみ再発行	
適合証交付番号	滅失の場合には未記入可				

再発行の理由

滅失
汚損・破損
その他(以下に理由を記入)

注1) 本書式を用いた再発行の手続きでは、適合証の記載内容を変更することはできません。
記載内容の変更が伴う場合は「低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査」の手続きが必要です。

注2) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証の再発行は有償です。手数料等の詳細は別途お問合せください。

申請申込日を記入して下さい

捺印
依頼者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます

捺印
代理者がいる場合は捺印をお願いします

一戸建ての住宅又は非住宅建築物の場合は未記入でかまいません
住宅の種別が共同住宅等又は複合建築物の場合に記載してください
申請の別で「住戸の部分」又は「建築物全体及び住戸の部分」を申請している場合は、適合証の発行を受けた住戸のうち、再発行を依頼する住宅番号を記載してください